

第28回口頭弁論期日 記者会見・報告会

「イチエフ過労死裁判」署名参加の御礼と報告

2022年6月8日
伊方原発広島裁判事務局

2022年4月初めから「福島第一原発過労死責任を追及する会」の呼びかけに応じ、私たちも「仙台高裁に公正判決を要請する署名」運動に参加し、わずか2週間という緊急署名にもかかわらず、広島と首都圏で約200筆の個人・団体署名を集めることができました。全体では全国から3,477筆（団体277筆 個人3,200筆）集まったそうです。

[\(https://investigation1026.blogspot.com/\)](https://investigation1026.blogspot.com/)

この裁判は、東電福島第一原発（イチエフ）構内で働く自動車整備工、猪狩忠昭さんの業務中の急死（致死性不整脈）は、東京電力及び下請け業者（元方事業者は宇徳。その下請けに「いわきオール」が入っており、猪狩さんの直接雇用者は「いわきオール」）の緊急医療整備体制の不備に起因するものであり、損害賠償と医療体制整備を求めて福島地裁いわき支部に、ご遺族が提訴しました。いわき支部は、「いわきオール」の責任を認め、遺族に損害賠償を命じましたが、東電・宇徳の責任は認めませんでした。遺族はこれを不服とし、あくまで東電の責任とイチエフ労働者ための医療体制整備を求めて、仙台高裁に控訴し、その控訴審の判決が5月19日と決まったために「公正判決を求める」緊急署名となったものです。5月19日の仙台高裁の判決（小林久起裁判長）は、遺族に同情的な口調ではあったものの、1審を支持し東電の責任を認めませんでした。

この裁判体は二重の誤りを犯しています。

猪狩さんの死に様は実に悲惨なものでした。判決も認めるように猪狩さんは、毎日「1Fでの自動車整備作業は、放射線被曝を防ぐため、全面マスク、ヘルメット、防護服、ゴム手袋等を常時着用して行われていた。」（判決文2頁「事案の概要」）この姿のまま、毎日10時間以上長期間にわたって勤務し続けていたのです。裁判官には、この姿で働き続けることへの想像力が欠如しています。過労死などという生やさしいものではありません。どんな屈強な人でもやがては健康を害し、時には猪狩さんのように突然死に至ります。イチエフには常時4000人から6000人の人たちが働いているとされますが、みな多かれ少なかれ同じような勤務状況です。第2、第3の猪狩さんがいつ出てきてもおかしくありません。ご遺族はまさにその点を危惧し、仙台高裁に控訴したのです。東電がこの労働者たちの勤務実態を知らなかった筈はありません。緊急医療体制整備以前の問題です。東電の責任は明白です。

この問題には別な側面があります。巨大地震による津波、そして恐らくは地震動、全電源喪失によるメルトダウン、続く幾たびかの水素爆発、放射性物質の大量放出と、同原発はボロボロに傷つき、世界でもっとも安全性を欠いた原発となっています。かといって修理・補強もできません。次の巨大地震災害で2回目の福島原発事故を起こす可能性なしとしません。この2回目の原発事故を辛うじて防いでいるのが、フクイチ現場で働く労働者のみなさんです。それにこれほどの過酷労働を強いるとは。もっと大切にしなければなりません。このことを今回仙台高裁判決は全く見過ごしています。

今回は残念な結果に終わりましたが、みなさんのご協力で原告ご遺族はおおいに勇気づけられたとのことでした。

本当にありがとうございました。